布衣記

永仁三年八月日伏見院北面日野殿に被參仕申
齊藤越前守助成々於在所諸家壽侍北面少々
有識之輩二十余人參會之時申合以連判定置
之事隨而北面瀧口布衣判官已下侍出仕進退
之事

一布衣進退立烏帽子風折可折左紙よりは烏帽子懸也
五位小て指貫時可為馬上也衛府時は風折也内々時ハ
不可折之者也

一裝束之下き裳參相習白帷白小袖也次狩衣壽

袴押折也衛府時者重衣袖一重書袴ニ身ヲ入
下結也大帷下袴重あの次五位ニハ将衣白布
平絹の指貫絶田色也結ヲ上次袖の結ハ上ニ
糸左綺右縁二筋色ハ紅の内染ニ二寸許ニ結五分
許ニ結ハ可有黄糸也次滂府ヲ清くる時織将衣
に袖一重衣袋重指貫小袴ヲ入下結次上第ニ自
四月至九月ハ生ニ世いかりニ紫綾ニ木の間糸ヲ付
自十月至三月練絹ニ白粉袋付上小成方に黒重
とする也一分許五位六位無替次押折ニ時五位六
位共以裾袋左へ刀之下へ引取但衛府無不取裾但

馬上之時可取裾下時下裾

一太刀刀扇事ニ刀ニ衛府の右刀五位之時ハ平さやとも
用緑袋袋さし次刀はさやまきさけとハ鎌倉さけ
緒かりのい同鎌倉次扇如常なのさ付也

一弓矢事弓ハ重藤矢数廿五上指四このふら志てにさし
限斎藤家如此竜利仁天下御敵退治時よりこ
尚以其故在之云々次矢黒うるし小さん寸や脇ハ鷲
の脇上指白蓖羽鷹脇鷲ニ羽何なても用四脇可
なくや何をとも紙糸のことハ紙をさしにとる也次上
常金手皮付但押折之時ニ金手皮なし主人矢を如

ひ弓持支度ハ胴皮懸持之随而胴皮懸ハ装
束衛府時与揮折時可替也衛府時ハ立烏帽子之
水干也色ハ萌木上下同色揮折時ハ折烏帽子赤皮
の烏帽子懸紙縒也小結装束ハかちんのしけい
直垂なり

一馬引ときハ持之事髪ハ洗の次皆かけと輪ニ
水干鞍切付ハあふりハ皮上敷同皮或師子
面皮力皮師子丸也そして上胸帯ハむかしをかしあり
轡ハ鏡くつわ也さしくつわ腹帯ハふとハ
白縒吾長ハむかしより白次日之時常さき

一の鞍不苦次ハ手縄腹帯ハかちんの類不然者浅黄指
指縄并手也白浅黄かちん三色也おもて打二筋取合
て指也指根馬引ハ縄をまはりにみつあミ三尺をさそてかり
きえよミひの骨のまはり下にくひつきさの懸
結并志ハりてひ緒の本の上にまはし紐付
志とて此緒本をさし付也たゞしゆつのまき一尺二
寸也次引さし縄之支度白指縄也ゆるとさの緒
指ゝ縄常ハ布のつらいわゆる丈に二丈ミ
の縄二筋ハ成本のなかさハに三丈なり
但布ハのなかさ二丈五六尺也布一ハなかのさも不苦

次引さゝなるの事御あとくと志て布一
くるくるとゐ其わりを二筋をもつてこ所に
もるなり次志ゐゝいの事系へ於ち祢押折
の附ハうち許衛府の時ハ姉さを付なり次あ
とり此夏くまの皮次あらハくま柳乃とうは
きのふら也舎人刀のとく其さはぬさ入此方
と上になる也馬にハくるゝ足にくの類也
うちまてもあき皆越くく或言ゝもくく
なり山坂小てハす庵ちらんちなり

一笠の事公家武家共以無替晴乃附白袋京
志ゆう皮あり笠持常白丁也立烏帽子所懸
着也志也筒腰にさはも同主人の志やり来持
此次雑人丈一人笠志ゆり来松明已下省之

一馬の時僮僕者事衛府附ハ童一人郎従二人調
度懸一人舎人二人中間六人其儀ハ随附ゐいそへ
の若黨中間跡に上下着石具

一童装束事髪をさけ入りとゆひとす新也
白紙也下着事髪各に其事替也白帷白小
袖也上ハ水干下ハ葛袴乃于久紫萠木間
なりのはりしらこ袖一身に袖一久紙替くと

まゝあいしすゝ也次神の家文を金なくにて
とも也在所ハ前袋ハ一左右袖外ハ二所前ハ
二所宛已上五なわうしろりハ不付同なるまゝ
ハ付袖ハくりとくひ袖ハ赤皮也次葛袴ハ
中袖もすそをこちんに染こしの下なり
すそまくなるゝ此繪具にて繪ぬくも也
附ゝの文葉未苑紅紫也所々に白金なくに
て切はくとちらはる架腰ハ絹也又絹ぬ
もかさ袴ハ也絹ハ事紫紅萠木の間平絹ハ
色を付所くに金白なくにて雲を入遠ゐ

ひれのれ同りといふハ前袋ハ事なるなり
一 郎従事立烏帽子装束立水干上色うすゆり
袴葛也なく紙ハなく水干に家の紋を其ほうし
ろ左右袖の上ハ所前袋ハ一已上六袴ハ有さ
もくわ袋上刀をさし
一 調度然の事立烏帽子ハ萠黄色乃立水干上下同色
くりとを上刀ぬさしを其ゆ弓を持ちてハかけと
まて左乃肩へ然右ハ服の下へ紐ゆまいしつるまゝ紐と
ゆるかゆるを次白布を十徳のれひれもくゆ平ゑ
ましを其常なるゝ同じく其ゆらと腰に付弓をハつる

を上にかしかさの社を右のくにまゐけ事
くさ後一尺くのとさて右のまゐくかさく
ゐ也刀後はそなり

一舎人は事立烏帽子に右近う先の走水下上下
同なわくゐ後上刀とさ次一人此時一人ハそへ舎人也
折烏帽子後来は一重直垂也紙もの小結や

一中間事折烏帽子小結常也深直垂り大帷後重
袴ハ大口をうきね直垂は各付地うちんかりんを
香或地香文から無又ハ前木也家は文也くに
て文を付附を地色うちんまくもかうにてを無

文也文後つく新立所上下九所上ハうしろのぬひめ
左右は袖の上ゐ袖の引合但引合ハ文を二ツ小たら
まわて両方に付間一也強ハ上ハ口なり袴ハうし後
腰の下ハ一前ひさは上右右り二ツ右ハ両方二
已上五なり袴にはくゝ手後入也ちまゐ地とけく
なり

一立所の事行連次第繪圖ハ在之

一衛府の時を路次近所は御供まへ馬に不可乗
不可有其用意（と連ゝ）也不乗馬時者衛府とも連即
徒舎人不可入者也

一ハ幡春日日吉非其而已都の外御供ニハ押
折にて参會ハ清供ニてもといふともさ様ハ
在所へハかん小路なきこ所ニて参會申に不
及其上遠路にてまよつく且為御用ニ乗馬
にて路次ハ供奉可申也其時ハ僮僕の者可
替衛府附但即徒と不百具なり
一調度懸の事折烏帽子小紙にわハ小結ヲ
赤皮の烏帽子鍬褐布壺蜜に赤革ハ紙
なりと袴もくるをへてこるく上無紙ぬひ弓紙
特受ニ衛府の附ニ不可替但志ニ手ニかくを

さしき面のうち其時の外ニ同ものの也
一舎人事ハ志婦ハ附ちうへ舎人のまとし折
烏帽子紙にあらこゆひ小紙末ハ一重壺蜜
にくらり紙上也
一童ハ中間と不替衛府附成とも御供成とも
くまし時の様子信て言つこうる面し
一諸役次第事御御出仗之時於殿中第一御
祝ハ給仕事第二御裾の役第三御まさし
乃役第四御笠の役第五御皆ハ役御志ち乃
役如斯次第イ无ゝ如上首にあり可語なり

一於本家進退乃事出仕中門外皆勢きよりて
道(左イ)の脇に立御車中門にしたる時はすこしの役に陪
すこれ乃左れ其を我ことをして指上時上之方
車の右にめす于(其イ)時すこまじをおろしたる御車
出門に立時是中門外皆ぬ給よりて皆を進其時小
雜色の方より皆を如行請取自如来方青侍請
取其時如来三足あらんとす其時侍一足歩向目
礼して皆我請取皆ぬきまして進也但諸大夫
の進時依者且首侍不綺之諸大夫随諸役也次
笠持れ事如来進退ならしなきまして小雜

名れ方より里諸取なり其時礼如来与同事也
一諸社の祭礼事本家御参向在時も又出私清
参社乃時を御庵いひさいきこ已下社頭りにおいて
肯之仍清師御祓をもいくく参侍立向取次申
其時右れ手我上手成右の手を下になして左の
方へなひかして請取軈上乃方へ余時小右れ手
を上に始し左れ手我下に成拂なし右れ手
へなおかして参也出取ならく以後本座にしたる
事時御祓已後清師参画に御幣を給者也
清師社頭乃御前にとまして柏手おりて後出皆

とる故に系せて御逐出あるを如此役に隨
附我身も皆と勢のすこの隨者也
一狩衣事六位之狩衣は面化和寺布好也ならば
は練貫紙付也付文は主の年ならば又は
狩衣乃色によるる面裏同色とは二重也申此色
は紫萠木の間也主は年二十ならまでは可用也
次面萠木裏白とはとくさ色也申此色とは主
年廿四六歳くこの用次面紫裏萠木とはひとく
一色と申也次面に紀萠木裏薄萠黄とは海松色
と申次面紫裏白紙は萩苑色也申也次面紫

裏薄紫とは菊重と申也卯苑色鬱麦色女郎
苑尾苑白菊ひは撫子梅重柳色或面萠木
一裏紫とは松重と申色しは名とも有の陰所
道代此色付失ならて和人なし沼詮面も裏
をそれ名のあ紀うなさ一ならて其名紙申
替也いかも主の年によりて主色とはあるべし
ことなるを次は袖乃ならの事六位ならは為
式乃まゝらとめすれは河川くるを栗六位之時
布狩衣とはこ家に書とくも狩衣ならは平くる
なるへし殿上人の狩衣はくるとも同もれなり

一六位之時乃書袴事面ハ上品の穿法にしたる布ハ白粉と付八の袴裏ハ練貫にしたる婦乃ハ
とかく付くいかまもさや引きて張るべし下臈の
袴いさゝかあと絶布ハのの紙のよく付ていかまも
えもむとよく持柏にしたるべし因まちと腰とハ生
の絹あるべし下袴腰ハ布をさ布也すそれて
里ハ祢のくりの糸丸ゝこゝるべし
一大帷子の見も婦と布ハしてハなしいさゝか浮ぬれ
なりものの里粉紙よく可付れりのこりをさハ衣
文と不持也

一衣之事歳十六七許までハ平絹のいと引るべし色
ハ持衣乃いろよりて前末紅乃間あるべし又何こ
名ハと用ゆ也年廿許よりハ紅れあやたるべし歳卅
二三までハ可用也其已後假令くらん香貫白
風情れをも紙可用也いふを依将衣色の好也
一捍折の時ハ重衣事本後ハ云く但不重衣
附ハ無行粧間晴附ハ雖為捍折可重衣也不苦
事也於本家用く附ハ殊不可重衣如此子細
依腰細也
一袖一重事新絹とうとん深ハ色紙付将衣

の袖よりつすかよりの出屋ことも衣と大帷れ
習ふ事也

一 五位之将衣乃来上長の字治さくしれ衣子
白らすく粉と付て一重将衣如是袖のくらり
と具に在前次指貫平絹多は花田色なる裏
ハ白絹にのまと上のりと紙付ていうもさや
めきこんなへしまいりしハ生れ上不能絹也
下結は袖わくまさん口くみなり押折乃附ハ
上結衛府附は下結なりかゝりの事ハ五位
六位不相習

一 太刀来六位の附は衛府れ太刀五位ことゆハ平さ
やとも可用衛府之時ハ五位六位ともも常劔
なり馬上時同前押折の附は中間持也本家に
て清志ゆくとも取御給仕とも仕附は太刀と取
なり梨然中末代於子孫此趣可秘々々不可知
一 散若可開輩は諸神諸佛ことは御罰熱家
之者侍末代重寶也いうかも可秘之

調度懸 御従舎人 御従童 馬 皆副中間同同 皆副中間同同 副舎人笠持

瀧口出仕次第事

一頭辨志者くし始之附法供申者也瀧口人數之
叓其家人ハ依附六人まゝ被召具也但一人を被
召具者也人數あまりて相得之附ハ一藺二藺
三藺四藺五藺を次第に申者也
一瀧口の年七歳之年より十二三歳之本
職ハ但此年闕附人十五六歳満て不苦是
ハ家之瀧口ゟ也道瀧口ハ年廿歳人ゟ也
まゝくハて限也
一主乃進退ハ年立烏帽子ハ狩衣風折也下
着の叓装ハ白帷を人練貫之るへし

一紫束乃年ハ于狩衣と申者也上下共ハ同色
なり登端袖智故小如此名ハ申替也只狩衣ハ
とし着ハ如狩衣仍紫束ハやう面白練
貫なるハ裏の色あとゝる面ハ練貫
なるハ裏ハ平絹ゟるへし面ハは縫物を
す故也文叓ハ主の家ハ紋をも勢ひ分也
又時乃紫束死紅紫をもぬひ也次の下ハ
ゟて袖ハ金襴ゟるへし衣ハ水干ハ色にゝ
てゝた袖の地の色ハ之ハ主のこれをへ
き也裏とハいふものを梨ゟて物ハ是を入下

袖のくわはけぬきこうこまく殿上人乃袖ハ
くりはじ周物也次大帷の下乃袴を狩衣ハとく
あるへきや次衣とも重袖一重も何るへきや狩
衣ハ同事也袴ハ身と入て下結也上の常
乃ゆく狩衣ハおもし次淺皆なり
一 太刀ハ衛府の太刀也六位乃也刀ハさやまき絶也
一 麻ハ袴扉なり板数十六まい付絶さけの糸と
なしく也太刀ハ中間ゆへしまへし太刀ハちくを明
一 弓志ハ弓立のあいとへき也弓ハ重藤矢ハ
志この矢也是常武の如し矢乃数十六筋さす

三外上さし二筋さしの的矢也脊藤ハ家ハ上さし
口筋あるとゆへとも瀧口ハ附ハ的矢一手さしそへあるに
よりて上指ゆまく口筋ハ用也瀧口おさ明きにて
禁中にても君の御ゆるさまにて的とも仕なり依
之的矢とさすなり是瀧口ハめいとう明を次馬にも
乗なりいのまも少年の本也
一 弓志ハ矢も立にあいまるやうにしらへるなり
矢乃箆上さしまそ白箆をもへさなり的矢ハ
のこひうるしたるへし羽ハあり羽ハまくもんく
なり但上さしと的矢ハその羽ハ鷹乃羽をもへし

上指無田立にくく雨さ也志こまく上常に手皮
身へさ也

一志こを主のおひ招ハ若れとしらの持ゆうハ左
の手ハ清ら紙袖の中へ取て持也馬ハ上くも主
ゆく持也いうよも絃と袖の中へ引さへ持也絃ハ
ちへなするハ瀧口乃ちつくうれ里其子細左口傳也

一内裏にて貫首殿上に着座の時瀧口殿上の小庭ハ
土戸の外服壁乃内に床末紙上首次第に
立るへ腰とうくる也其時ら紙右の手に持な
とし弓杖に清く手附ハ弓庭にて的と射附是

と姉み定ら杖清くうまし

一殿上ハ小庭にてもんしゆくとゆて瀧口祝言ハ可
うふ事ハ里主附床末に腰かけるら瀧口の云
主殿つきく殿上ハ小版敷にハ貫首の沓座ゆや也
申主殿司答云いやさもさゆくすとゆ其以後
瀧口ゆうゆゆなり
我しもや祝なましは松の枝にハ鶴了所すとは急へ
岩清の上に龜ハて姉る案やきうを引とう
如此らしこひて志らうを紙なり一反にして紙
こゆなれ申へとあらを又らこひゆ

なりと三度(ヌイ)まてそらこ起也らこひとそ後
かんしゆゝのさ絶乃けさんと以病也是ハ見物ハ
人をたらひのふまこ詞ハ日裏ハくを
本家まても門前出入時も見物元輝きにひ時
可申詞也

一本家まて瀧口出仕時立所与廳造合津いとさ可
副殿上ハ小庭のとくに寝殿のさいとも上首ハ寸
ハ着床末ちと右ハ手ハ持ち御して津えまつる也

一馬の掛ゆりハ衛府時ハ不替次のりまり同前
皆ハ不用素あし也裾を取来り狩衣の時乃こ
ゆらし乘馬ハ時取下馬時下馬矢とハ殿中まても
この持なり

一僮僕之事不可替衛府同事也在所同前依無
替不及委注者也

一家ハ瀧口家の判官ハ申ハ其於本家普代の侍
乃成所ハ判官の事也こちの瀧口道の判官とりハ
諸家ハ立之被百具なり且又諸家一渡之法紡所
要にて身をやとはかしゆ間其本家多又ハ本家不
定然者公家ハ諸家とさらと可奉公申よりて
て家ハ方よりハ是を下すり也其本家をさらに

普代して各別の主ととして可如何なるべき此本
家家にさいする事也故其家の澁口家は判官
とて是は我家とすると云云

一判官出仕之事冠束帯赤衣也別當殿ていゐのとけと進退大略同前續僕已下は竟如本
目録なるべき事の外乃大儀也但其様を上
古は事近代無家の判官を道乃判官可
毎年可相尋家乃事久遠猶之間目録乃難
用道の事毎年賀茂祭より自然別當殿法出
仕の時細々供奉申間如其相尋出仕供奉申ハ更

不可有其難者也何時も家は道我發隨其役
事あらは悉道の判官をとらはむへきと上は
別に委不及注置近代道の外家乃判官無之
上ハ雖發家例年沙汰し付し如くならハ諸家
の不審法難ならへき間如斯注なり此記録或
目次才何も可秘此道に入さる輩ハ不可見有
若此旨押を一見者佛神三寶は御罰を可
蒙之由本記り在之乎我家心指深輩若
のそむ事あらは以罰文可相續之者也仍若
末代衆議如此所定如件

兵衛尉能兼左判
兵衛尉頼直　同
兵衛尉助氏　同
左衛門利盛　同
左衛門宗信　同
左衛門尉安忠　同
河内守安俊　同
越前守重信　同
河内守安範　同
越前守信光　同

越前守助成　左判
左衛門尉房名　左判
右衛門尉重宗　同
兵衛尉景季　同
左衛門尉安盛　同
左衛門尉信忠　同
左衛門尉長信　同
越前守忠信　同
河内守奥房　同
伊豆守長信　同

已上

宮内庁書陵部

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan